

二十三 第46条 (経営基盤強化計画を実施する特定組合等の構成員の機械等の割増償却) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>第46条 (経営基盤強化計画を実施する特定組合等の構成員の機械等の割増償却) 関係</p> <p>(廃止)</p> <p>(廃止)</p> <p>(廃止)</p>	<p>第46条 (中小企業構造改善計画を実施する商工組合等の構成員の機械等の割増償却) 関係</p> <p>第1款 <u>特定業種の範囲</u></p> <p>(賃加工業又は製造問屋)</p> <p>46(1)-1 <u>近促法令第3条各号に規定する製造業には、他の業者が所有する原材料に加工処理を加えて当該各号に掲げる製造業に係る物品を製造し、その加工賃を受け取る賃加工業(直接個々の家庭消費者からの委託による賃加工業を除く。も含まれるものとし、自らは当該物品の製造を行わないで、自己が所有する原材料を下請工場等に支給して製品を作らせ、これを自己の名称で販売する製造問屋は含まれないものとする。)</u></p> <p>(特定業種の範囲)</p> <p>46(1)-2 <u>措置法第46条第1項第1号の中小企業構造改善計画を実施する商工組合等の構成員の機械等の割増償却の規定を適用する場合における近促法令第3条に掲げる特定業種の範囲については、次により取り扱う。</u></p> <div data-bbox="1088 837 1825 938" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 <u>酒類販売業(酒税法第9条第1項の規定により酒類の販売業(販売の代理業及び媒介業を除く。)の免許を受けたものをいう。)</u></p> </div> <p><u>酒税法第9条第1項の規定により酒類の販売業の免許を受けたものうち、販売の代理業及び媒介業を除いたものをいう(産業分類5023及び5621の一部)。</u></p> <p><u>なお、法人の営む事業が措置法令第29条第3項に規定する卸売業に該当するかどうかは、その免許の条件にかかわらず判定することに留意する。</u></p> <div data-bbox="1088 1141 1825 1209" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>2 <u>配置販売用医薬品製造業</u></p> </div> <p><u>「配置販売用医薬品製造業」とは、薬事法第12条の規定に基づき医薬品製</u></p>

造業の許可を受けて、同法第30条に規定する配置販売業（配置の方法により販売する業）により販売する配置用の医薬品を製造する業をいう（産業分類2062の一部）。

3 農業用機械の販売整備又は整備業

(1) 農業用機械の販売整備業とは、農業用機械器具の卸売整備業及び小売整備業をいい、農業用機械器具の卸売業又は小売業のみを営むものはこれに該当しない。

(注) 農業用機械の販売整備業を営む法人が中小企業者に該当するかどうかを判定する場合には、農業用機械の販売を主たる事業として営むものは近促法第2条第2号によることに留意する。

(2) 農業用機械の整備業とは原動機、伝達装置、変速機、差動機、制動装置、けん引連絡装置等を取り外して農業用機械の整備又は改造を行う業をいう。

(3) 農業用機械とは、耕うん整地、は種、肥培管理、有害動植物の防除、家畜又は家きんの飼養管理、収穫、調整加工その他農作業（これに付随する作業を含む。）を効率的に行うために必要な機械器具（その附属品及び部品を含む。）をいう。

4 米穀卸売業

米を政府あるいは全国集荷団体から買入れ、玄米のまま又は精米し小売業者に対して卸売する業をいう。

5 しょうゆの製造業

「しょうゆ製造業」とは、大豆（脱脂大豆を含む。）小麦（ふすまを含む。）及び塩を原料として発酵又は酸分解の過程を経てしょうゆ（生揚げしょうゆを含む。）を製造する業（生揚げしょうゆを購入して調合、殺菌の上容器詰めをする業を含む。）をいう（産業分類1242の一部）。したがって、動物たんばくを用いた代用しょうゆの製造又は他から購入したしょうゆを原料として粉しょうゆ、固形しょうゆ、天つゆ、そばつゆ等の製造を業とするものは、これに該当しない。

6 小麦粉製造業

小麦を粉砕加工して食用に供する粉を製造する業をいう。

7 一般製材業（木材チップ製造業を含む。）

一般製材業とは、主として丸太（そま角、大割材等を含む。）を原料として製材機械によって板、角材などを製造する業（産業分類1611）をいい、木材チップ製造業とは、丸太廃材等の木質資材を用いてチップを製造する業をいう（産業分類1618）。

（注）フローリング、モザイクパーケット、縁甲板等の床板を製造する業（産業分類1617）は、一般製材業に含まれる。

8 単板又は合板の製造業（集成材製造業及び削片板製造業を除く。）

① 「単板の製造業」とは、木材の薄板（ベニヤ板）を製造する業（一般製材業を除く。）をいい（産業分類1612）、「合板の製造業」とは、普通合板、特殊合板、難燃合板、防火戸用合板、ベニヤパネル、強化木、竹合板、積層材を製造する業をいう（産業分類1622）。

ただし、集成材製造業及び削片板製造業は除かれる。

② 定義

イ 「普通合板」とは、数枚の単板（木製）又はストリップス（木製）を接着したもの（その表面にオーバーレイ、プリント、塗装等の加工を施さないもの）をいう。

ロ 「特殊合板」とは、普通合板の表面にオーバーレイ、プリント、塗装等の加工を施した合板をいう。

ハ 「難燃合板」とは、難燃処理を施した合板で主として建築物の内装に使用するものをいう。

ニ 「防火戸用合板」とは、防火処理を施した合板で主として防火戸に使用するものをいう。

ホ 「ベニヤパネル」とは、合板を用いたコンクリートせき板、ベニヤチエスト仕組板等をいう。

ヘ 「強化木」とは、木材を単板に切削、乾燥し、合成樹脂液を十分浸潤

させたのち溶剤を乾燥により一部除去し、積層して材の細胞空げきがほとんど完全に閉そくするまで圧縮したものをいう。

ト 「竹合板」とは、表裏板に竹の単板を使用した合板をいう。

チ 「積層材」とは、木材を単板に切削、乾燥し、これを合成樹脂で繊維方向を通常平行に接着した木材をいう。

リ 「集成材」とは、挽板あるいは木材ストリップスなどの部材の繊維方向を平行にすることを原則として、部材を長さ、幅、厚さの方向に集合接合した木材をいう。

ヌ 「削片材」とは、植物繊維質を主原料とし、これを小片化し、又は既に小片化された原料を接着剤とともに人工的に製板した板状の製品をいう。

9 黄銅棒製造業

(1) 伸銅品製造業（産業分類2731）のうち、黄銅棒製造業をいう。

(2) 定義

「黄銅棒」とは、銅及び亜鉛を主原料とする合金の棒であって、具体的には銅くず、銅合金くず、亜鉛のほか、必要に応じ鉛等を溶解、鑄造して鑄塊を作り、これを押出、圧延、抽伸で加工し、更に矯正、切断等の工程を経て作られた棒状の製品（物品）をいう。

9の2 電気めっき業（鋼材めっきを除く。）

自動車、家電製品、電気通信、電子機器等の重要部品の基本機能及び性能を維持向上させるために電気化学的技術を応用して表面処理を施す業をいう（産業分類2864）。

10 ポリエチレン製のフィルム（厚さが0.18ミリメートル未満のものに限る。）の製造業

定義

イ 「ポリエチレン」には、エチレンが重量において50%以上である共重合体も含まれる。

ロ 「フィルム」には、筒状のものも含まれる。

ハ 「厚さ」とは、日本工業規格Z1702（包装用ポリエチレンフィルム）に定める厚さ試験方法により測定した場合におけるその厚さをいう。

11 石灰製造業

生石灰、消石灰、軽燃ドロマイト又は水酸化ドロマイトの生産を行う事業をいう（産業分類2597の一部）。

12 ねじ製造業

(1) ボルト、ナット、小ねじ又は木ねじの製造業をいい、リベット、スパイク、テーパピン、平行ピン、びょう（鉸）、座金等の製造業は、これに該当しない（産業分類2881の一部）。

2) 定義

イ 「ボルト」とは軸径の比較的大きいおねじをいう。

ロ 「ナット」とは、主として軸心部にめねじを切つてあるものをいい、ターンバックルを含むものとする。

ハ 「小ねじ」とは、軸径の小さいおねじをいう。

ニ 「木ねじ」とは、木材にねじこむのに適したねじ山を持つねじをいう。

(注) 「ボルト」、「ナット」等は、いずれも金属製のものに限る。

13 歯車製造業

(1) 動力伝導装置製造業（産業分類2975）のうち、金属製の歯車の製造業及び自ら歯車を製造し、その歯車の組合せを利用した変速機、歯車継手等の動力伝導装置を製造する業をいう。

2) 棒状又は板状の金属に歯形を刻んだもの（ラック）は歯車とみなして取り扱うことができる。

14 銑鉄鋳物（鋳鉄管及び可鍛鋳鉄を除く。）の製造業

(1) 他から受け入れた銑鉄から鋳鉄管、可鍛鋳鉄以外の機械用鋳物及び日用品等の銑鉄鋳物を製造する業をいう（産業分類2661）。

2) 自己の鋳造した鋳物に切削、研削等の加工を施す場合でも、その加工が鋳造の一貫工程として通常行われる程度のものであり、加工後の製品が他の金属製品と認められないときは、鋳物製造業に含めることができる。

(注) 鋳鉄管の附属品の製造業は、銑鉄鋳物製造業に含まれる。

3) 定義

「銑鉄鋳物」とは、銑鉄、鋼くず等を主原料とし、これを加熱液状化し鋳型に注入して作られた物品をいう。

14の2 金属プレス加工業（台所用品又は食卓用品を製造するものを除く。）

「金属プレス加工業」とは、金属の打抜き、曲げ、絞りなどによって自動車車体・部品、電気・通信機器部品等の機械部品、又は家庭用・医療用器具等の製造を行う業（産業分類2851及び2852）をいう。

また、ホック・スナップ・はとめのプレス加工を主たる事業とする業（産業分類3454の一部）もこれに該当する。

ただし、金属のプレス加工により台所用品又は食卓用品の完成品を製造する業は除かれる。

なお、作業の一環として行っている金型製作、せん断、溶接及び組立ては、プレス加工の附随作業として、これに含まれる。

15 作業工具製造業

機械器具等の組立て、分解、調整、修理又は加工に用いられるレンチ、スパナ、ペンチ、ドライバー等の手工具を製造する業をいう（産業分類2824）。

15の2 金型製造業

「金型製造業」とは、金属、非金属製品の塑性加工に使用される金属製の型の製造を行う業をいい（産業分類2996の一部）、金型部分品・附属品製造業はこれに該当しない。

16 プリント回路製造業

「プリント回路製造業」とは、プリント回路（回路設計に基づいて、部品間を接続するために導体パターンを絶縁基板の表面又は表面とその内部にプリントによって形成した配線及び搭載部品から構成される回路）の製造工程の全部又は一部を行う業をいう。

17 線ばね、薄板ばね、ぜんまいばね、ばね座金又はベッドスプリングの製造業

(1) 金属製スプリング製造業（産業分類2892）のうち、ばねの成形加工設備によって線ばね、薄板ばね、ぜんまいばね、ばね座金又はベッドスプリングを製造する業をいう。

なお、ばねを他から購入し、又は支給を受けてその組立てを行ってベッドスプリングの製造を行うものは、ベッドスプリング製造業に該当しない。

2) 定義

イ 「線ばね」とは、冷間成形コイルばね、線細工ばねなどのように線状の金属材料を用いたばねをいう。

ロ 「薄板ばね」とは、片持ばね、両持ばね、皿ばね、接点ばね、止め輪、スプリングピンなどのように薄い板状の金属材料を用いたばねをいう。

ハ 「ぜんまいばね」とは、時計ぜんまい、動力ぜんまいなどのように薄い帯状の金属材料を用いたうず巻形のばねをいう。

ニ 「ばね座金」とは、ばね座金、歯付座金などのようにばねを利用してボルト、ナット類の緩み止めをする金属製のばねをいう。

ホ 「ベッドスプリング」とは、ベッド用及びクッション用の冷間形成コイルばねを台わくに取り付けたものをいう。

17の2 薄葉紙（ティシュペーパー、京花紙、ちり紙及びトイレットペーパーに限る。）の製造業

「薄葉紙の製造業」とは、主として木材パルプ、上質故紙及びその他の繊維から、家庭で日常使用される薄葉紙（ティシュペーパー、京花紙、ちり紙及びトイレットペーパー）を製造する業をいう（産業分類1823の一部）。

18 ノート（ルーズリーフ及び学習帳を含む。）便せん（レポート用紙を含む。）又は封筒の製造業

(1) ノート、便せん又は封筒を製造することを業とするものをいう（産業分

類1841、1842及び1843の一部)。したがって、これらの製品の製造工程の一部であるけい引き、印刷製本等のみを他からの委託により行うことを業とする者は、これに該当しない。

ロ) 定義

イ 「ノート」には、ルーズリーフ及び学習帳が含まれるが、会計帳簿、メモ帳、手帳、日記帳及び会計用ルーズリーフはこれに含まれない。

ロ 「便せん」には、レポート用紙が含まれるが、けい紙、事務用せん、原稿用紙及び巻紙はこれに含まれない。

ハ 「封筒」には、大型紙袋は含まれない。

19 段ボール箱、又は紙器（紙製の飲食器を除く。）の製造業

「段ボール箱又は紙器の製造業」とは、板紙（ファイバーを除く。）又は段ボールを主材料とした包装容器（コップ、皿等の飲食器及び袋類は除く。）の完成品（単に組み立てることにより完成品となるものを含む。）の製造業をいう（産業分類1853、1854の一部）。

19の2 故紙卸売業

段ボール、新聞等の故紙を集荷、選択して卸売する業をいう（産業分類5144）。

20 印刷業（写真製版業及びゴム製又は合成樹脂製の高弾性の版の製造業を含み、謄写印刷業及び金属印刷業を除く。）

他人の委託により被印刷体に紙を用いる一般印刷及び軽印刷（フォトオフセット、タイプオフセット、フォトタイプオフセット）のほか、被印刷体に金属、プラスチック、セロファン、はくを用いる特殊印刷及びシール印刷を業とするもの（産業分類1931）並びにこれに用いる版（写真凸版、写真平板、写真凹版、写真植字、プラスチック版、ゴム版等）を写真術の原理等を応用して製造する業をいう（産業分類1941の一部）。ただし、金属印刷業（ブリキ板、表面処理鋼板等の金属板に印刷する業）を除く。

21 製本業

製本のための裁割り、紙折り、丁合、糸つづり、三方切り断裁、表紙造り、はく押し等の全部又は一部を行う業をいう（産業分類1951の全部及び1952の一部）。

22 削除

23 ほうろう鉄器製造業

成型加工した鋼板製品又は銑鉄鋳物にほうろう引きをして完成品を製造する業（他人の委託を受けて成型加工された鋼板又は銑鉄鋳物にほうろう引き加工をする業を含む。）をいう（産業分類2591）。

24及び25 削除

26 製革業（革の半製品の製造業及び染革仕上げ業を含む。）

(1) 「製革業」とは、革のなめし、調整、染革、仕上げを一貫して行う業をいい（産業分類2411）、毛皮製造業及び革製品製造業は、これに該当しない。

(2) 「革の半製品の製造業」とは、水漬け、脱毛、裏打ち等なめしの前処理工程を終了した半製品、なめし工程を終了した半製品又は仕上げ工程のうち染色若しくは塗装工程を終了した半製品を製造する業をいう。

(3) 「染革仕上げ業」とは、染色又は塗装した革の仕上げ加工を行う業をいう。

27及び28 削除

29 生コンクリート製造業

セメント、骨材（混和剤を含む。）及び水を混合してまだ固まらない状態の

コンクリートを製造する業をいう（産業分類2522）。

30 砕石業

岩石又は河川等の玉石を破碎し、選別して道路用砕石、コンクリート用砕石又は鉄道道床用砕石等を製造する業をいう（産業分類2581）。

31 石綿スレート製造業

「石綿スレート製造業」とは、セメントと石綿を主原料とし、抄造圧搾成形して、常圧湿潤養生又はオートクレーブ養生した板を製造する業をいう（産業分類2529の一部）。